

2020（令和2）年度  
事業報告書

公益財団法人 日本医療総合研究所

## 2020 年度事業報告書

公益財団法人日本医療総合研究所

2021 年 5 月 29 日

第 32 回定例理事会決定

### <1> 法人の状況に関する重要な事項

#### 1. 公益事業全般と法人運営

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内のみならず世界的にも社会のあり方に大きな影響を及ぼしている。収束の見通しが立たないなかで、当財団の活動にも支障が生じたが、感染防止対策に取り組みつつ、健全な事業の推進に努めた。決議の省略（一般法人法第 194 条）による第 9 回定時評議員会（2020 年 8 月 21 日）、同じく決議の省略による理事会（第 25 回・2020 年 4 月 21 日、第 26 回・5 月 20 日、第 27 回・6 月 25 日、第 28 回・8 月 12 日、第 29 回・8 月 21 日）を実施し、役員（理事・監事）の改選とともに法人事業の運営を図った。2019 年度事業報告及び決算について、8 月 31 日に内閣府へ報告を行った。第 30 回臨時理事会（10 月 24 日）及び第 31 回定例理事会（2021 年 3 月 6 日）は、Web 会議（出席者が一堂に会するのと同様に、相互に十分議論できる環境を整えた方法）による開催形式で行った。コロナ禍のなかにあっても、公益法人としての適切な運営、公益事業の活発化と円滑な遂行、公益法人会計基準に則った会計処理に努めた。

また、内部統制システムの確立のため、臨時の会館管理委員会を 7 月 7 日に開催し、新型コロナウイルス感染者が発生またはその恐れがある場合の対応等について協議し、感染者及び濃厚接触者への対応と会館の感染対策強化を図った。会館境界線測定の調査（9 月 9 日、10 月 7 日、11 月 10 日）及び地籍調査（11 月 25 日）に立ち会い確認を行った。新型コロナウイルス感染対策を図りながら、消防計画に基づく自衛消防訓練を 2020 年 8 月 3 日に総合訓練（初期消火訓練を含む）、12 月 16 日に部分訓練を実施し、防火・防災管理に努めた。

#### 2. 事業

##### (1) 「保健・医療・介護・福祉に関する調査研究」事業

保健・医療・介護・福祉の発展に資する知見を提供し、その調査研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この分野の専門家・実務家・有資格者からなる研究・研修委員会のメンバーを中心に、社会的に重要と考えられるテーマを設定し、調査研究に取り組んでいる。

調査結果・研究成果の内容は、季刊発行している『国民医療』に掲載し、広く普及した。

2020 年度に取り組んだ事項の具体例を挙げると、「医療動向モニタリング小委員会」を Web 会議システムで 4 回開催（2020 年 8 月 21 日、10 月 23 日、12 月 11 日、2021 年 3 月 5 日）し、（ア）医療提供体制の再編に関する動向、（イ）介護保険制度改正と動向、（ウ）医師養成をめぐる動向、（エ）国民健康保険をめぐる動向、（オ）税・社会保障改革に関する動向、（カ）医療労働・医療労働組合をめぐる動向などをモニターした。ホームページ上に「ニューズレター」21～24 号をアップした。

「新たな医療提供体制再編下の地域医療に関する研究部会」は、愛知県（必要に応じて東海地域）を

研究対象地域として選定し、新たな医療提供体制の再編下での地域医療の課題を整理するとともに、地域住民、地方自治体にとってあるべき医療提供体制、地域医療の構築を展望することを目的に設置された研究部会である。2020年度は、東三河地域、西尾張・名古屋市内、東三河の地域医療提供体制の再編状況について、実態把握に努めた。医療機関、自治体へのヒアリング調査を行うことを計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施できなかった。2020年12月20日にWeb開催した「医療研第1分科会プレ企画-コロナ禍から住民のいのち・暮らしを守る感染症対策と医療体制を考える-」フォーラム（主催：医療研組織委員会）は、基調講演（三重短期大学教授・長友薫輝）と現場・地域から3名の報告（東京、北海道、長野）が行われ、活発な意見交換が行われた。この企画は「新たな医療提供体制再編下の地域医療に関する研究部会」との共同開催によるものとなり、研究者や加盟組織から22名の参加があった。

「医療・介護の再編と社会保障『改革』研究部会（出版プロジェクトとしての部会）」は、新自由主義的社会保障改革の破綻の実態の分析とともに、ポスト・コロナの医療・介護に、あらためて問われるべき根本的な課題、理論的に深めるべき論点、運動を進めるうえでの政策課題と政策批判、目指すべき制度のあり方とそのグランドデザインなどを議論し、著書（研究書）としてまとめていくことを前提に取り組む研究部会であり、2020年度は、活動の計画及び構成案の検討を行うとともに、執筆予定者を確定し、研究部会のメンバーに加えた。

新型コロナウイルス感染症の蔓延にあたって、研究所の目的にある社会の形成に向け「公的医療費抑制策転換に向けた意見書～誰もが質の良い安全で安心できる保健・医療・介護・福祉を享受するために～」を提起し、7月1日からホームページ等で広く発信した。

【定款上の根拠】第4条第1項第1号

【直接の対象者】特になし

## （2）「保健・医療・介護・福祉に関する医療研究全国集会」事業

保健・医療・介護・福祉についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。この事業は日本医療労働組合連合会と当法人とで医療研究全国集会組織委員会を結成し、毎年、日本全国各地を開催地として、保健等に関する事項をテーマに全国から参加者を集め、講演、分科会、市民フォーラムを行っている。開催地の保健・医療・介護・福祉関係者の参画も得ながら、組織委員会で具体的な事項を決定し、実施している。

2020年5月30日（土）から31日（日）の2日間、沖縄県において第47回医療研究全国集会の開催を予定したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響及び、政府・専門家会議からの提言・要請を受け、3月24日の臨時組織委員会において開催の中止を決定した。

また、第48回医療研究全国集会（2021年6月12日～13日）についても、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、秋田市での開催を取り止め、開催形式を変更し、「Web開催」（東京をメイン会場）とすることを決定し、準備を進めている。

2020年12月20日、第48回医療研究全国集会のプレ企画として開催したフォーラム「コロナ禍から住民のいのち・暮らしを守る感染症対策と医療体制を考える」は、基調講演（三重短期大学教授・長

友薫輝氏)と現場・地域から3名の報告「(ア)東京(慶応大学病院労組・小笠原めぐみ氏)、「(イ)北海道(北海道医労連・黒岩勉氏)」、「(ウ)長野(飯田民医労・伊壺一輝氏)が行われ、活発な意見交換が行われた。この企画は「新たな医療提供体制再編下の地域医療に関する研究部会」との共同開催となり、参加者は22名であった。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

### **(3) 「保健・医療・介護・福祉に関する講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業**

保健等分野の関係者向けに、保健等についての専門的知識を普及し、サービスの向上をはかること、また、一般市民や学生向けに知識の普及啓発をはかることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

「研究セミナー」は、当法人協力研究員をはじめとする研究者による日頃の研究成果の発表を受け、保健・医療・介護・福祉等をめぐる現状と今後の課題を明らかにすることによって、誰もが質の良い安全・安心の保健等サービスを楽しむことができる社会への道筋を探るものである。

2020年12月12日(土)にWeb上(東京をメイン会場)で開催した「研究セミナー」は、3名の報告者(ア)「研究ノート・環境と福祉の接合点に向かって」敬和学園大学准教授・石坂誠氏、(イ)「『自助・共助・公助』論と介護保険制度」金沢星稷大学教授・曾我千春氏、(ウ)「『公的医療費抑制策転換に向けた意見書』について」三重短期大学教授・長友薫輝氏)による報告が行われ、参加者らとの活発なディスカッションが行われた。参加者は33名であった。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

### **(4) 「定期刊行物の発行その他の出版活動」事業**

定期刊行物『国民医療』をはじめ、当法人の研究活動の成果など、保健等サービスの向上に資する出版物を発行することにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

『国民医療』の発行は、保健等に関する調査研究の成果を知らせることにより、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。

2021年3月現在、通算349号を数え、調査研究活動の報告、研究者・専門家の論文、賛助会員の寄稿、海外情報などの提供を行っている。現在の発行部数は、1050部。

【定款上の根拠】第4条第1項第3号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

### **(5) 「日本医療労働会館の管理運営」事業**

(7) 記載の事務所スペースを貸与しているこの法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体の活動が円滑に行えるよう会館管理委員会を通じて、適切な会館管理・運営を行い、さらに、大規模震災時

には、避難者の一時避難・救護場所として会館を一般に開放する事業である。

2020年度は、会館管理委員会を4回（2020年6月25日、7月7日、10月15日、2021年2月24日）開催し、適切な会館の管理・運営に努めた。会館を一時避難・救護場所として一般に開放すべき震災は今年度はなかった。

【定款上の根拠】第4条第1項、第7号、第8号

【直接の対象者】市民一般

#### **(6) 「保健・医療・介護・福祉に関する研究に対する助成」事業**

保健等に関する学術研究の促進を図り、その研究成果の社会的活用により、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。助成対象者は、当法人の目的にかなうと認められる研究を行う者で、当法人が設置する研究・研修委員会において、保健等分野の学術研究及び社会状況を踏まえ、必要と考えられる研究を実施するのに適した研究者を選定し、理事会で承認して資金援助を行う。非応募型の助成である。

2020年度は、個人研究助成として8名の協力研究員に研究助成を行っている。

助成成果の内容は、今後、『国民医療』に掲載する予定である。なお、2020年度に発行した『国民医療』には研究成果論文を5本（うち連載企画1本）掲載している。

【定款上の根拠】第4条第1項第5号

【直接の対象者】市民一般が参加できる。

#### **(7) 「この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携」事業**

この法人の目的と同様の目的の事業を行う関係団体に対する支援及び連携を通して、誰もが質の良い安全で安心できる保健等サービスを楽しむことができる社会の形成に寄与することを目的とする事業である。現在、具体的には、労働団体等への事務スペースの貸与と「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」及び「地方自治研究全国集会」支援を行っている。

まず、保健等に関する当法人と同様の目的の活動を行っている労働団体に事務スペースを貸与している。これは、調査研究、医療研究全国集会、講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会等の事業に関して、日常的に、密接に連携し、また、事務所として利用できる事務スペースを提供することにより相手方の同様の目的の活動を支援するためである。東日本大震災に際しては、会館から当法人と入居団体による救援隊が出発した。

その他、労働団体ではないが、社会保障制度の現状・実態を広く明らかにし、社会保障制度を改善・拡充する運動と事業を推進する団体の活動を支援するため事務スペースを提供している。

現在の入居団体は、「保健や医療・福祉に携わる労働者の生活と権利を守り、国民医療の向上と社会保障の拡充を実現することを目的とする」（日本医療労働組合連合会規約第4条）わが国で唯一の医療産業別全国組織である労働団体・日本医療労働組合連合会（日本医労連）をはじめとする9団体である。

なお、入居団体の関係者は、理事にも在籍し、当法人の運営と事業を積極的に推進している。ただし、理事会全体に占める割合は3分の1を下回っている。

次に、「国民の医薬シンポジウム」支援事業は、医薬に関する専門的知識を普及し、薬の安全確保と

薬害防止につながる活動を促進することをはかる事業である。当法人は、「国民の医薬シンポジウム」実行委員会（副実行委員長に片平評議員及び宮地理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

12月に開催を予定していた「第29回国民の医薬シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により中止となった。

薬害根絶のための啓発として開催されている「第21回薬害根絶デー」の趣旨に賛同しカンパを行った。

また、「地方自治研究全国集会」支援事業は、憲法を住民のくらしと地方自治にいかすために、住民、労働者、自営業者、地方議員、研究者と自治体・公務公共関係労働者（労働組合）が共同して研究、交流、討論を行い、その時々的情勢の中で、住民本位の政治、地方自治を実現するために政策・運動の展望を示す全国集会事業である。当法人は、「地方自治研究全国集会」21団体共同実行委員会（共同実行委員に鎌倉専務理事、分科会助言者に長友理事）に参画し、実行委員会の一翼を支えている。

2020年10月開催予定であった「第15回地方自治研究全国集会 in 岩手」は、共同実行委員会が開催（6月26日）され準備が進められたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により中止となった。

【定款上の根拠】第4条第1項第2号、第4号、第6号

【直接の対象者】事務スペースの貸与については、この法人の目的と同様の目的の事業を行う労働団体等「国民の医薬シンポジウム」、「薬害根絶デー」及び「地方自治研究全国集会」については、市民一般が参加できる。

### 3. 財源等

当法人は、土地374.76平方メートル（東京都台東区入谷一丁目230番地3,230番地1,230番地8）、建物「日本医療労働会館」（鉄骨造陸屋根8階建）延床面積1981.87平方メートルを所有し、定款に定める事業を行っているが、建設に当たって国や地方団体からの助成は受けていない。

事業活動の財源は、賛助会員からの賛助会費、寄附金、出版物の販売収入、講座等の参加料収入、助成金、自動販売機売上の歩合などの収益事業収入によるものである。

### 4. 業務委託

会館の保守管理業務、エレベーターの保守・管理、清掃等は専門業者に業務委託している。『国民医療』の印刷は、印刷専門業者に業務委託している。

### 5. 財政状況（会館の保全及び修繕の見込みを含む。）

直前3事業年度の財産及び損益の状況

（単位：円）

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (当事業年度)
経常収益	59,038,158	62,904,431	60,376,317	59,525,918
評価損益等調整前 当期経常増減額	2,223,349	3,664,499	4,638,729	△406,985

当期経常増減額	2,223,349	3,664,499	4,638,729	△406,985
正味財産期末残高	936,677,947	944,326,006	955,964,735	960,467,750

## 6. 重要な契約に関する事項

(1) 現在会館のセキュリティーを委託しているセコム株式会社との契約料金について、月額 57,000 (税別) へと減額変更し、2020 年 9 月 1 日に契約を締結した。

(2) ノートパソコンのリース契約

契約年月日 令和 2 年 9 月 25 日

相手方 日立キャピタル NBL 株式会社

契約の概要 ①リース期間 60 ヶ月  
 ②リース料総額 3,114,000 円 (税別)  
 ③月額リース料 51,900 円 (税別)

## 7. 賛助会員の状況

賛助会員数の 3 年間の変化を見ると、年々減少し、財政的にも厳しくなっている。

(3 月 31 日現在)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
個人会員	106	103	101
団体会員	179	179	175

事業活動の維持・発展のための財源確保 (寄附金及び賛助会費) が引き続きの課題となっている。賛助会員 (団体、個人) 拡大のための宣伝ツールの作成、各種集会・イベントでの宣伝をはじめ、賛助会員増加に向けたさらなる取り組みや工夫が求められている。

## 8. 事務局運営の状況

公益法人として自己規律の発揮と適正な事業実施が求められているなか、財団事業の健全な発展をめざし、昨年度に引き続いて、内部統制システムの確立のために、諸規則・規程の制定・改正を図りながら必要となる書類等の整備や管理体制の強化を進めた。また、新型コロナウイルス感染防止対策を図るとともに、定例事務局会議を月 2 回に増やすなどして適正な業務分担となるよう心がけ、公益法人にふさわしい事務局運営に努めた。

## 9. 令和 2 年 (2020) 年度の事業と担当理事、事務局の分掌

理事長 森田しのぶ 副理事長 横山 壽一 専務理事 鎌倉 幸孝  
 理 事 長友 薫輝 理 事 志村 新 理 事 宮地 典子  
 監 事 大木進次郎 監 事 青山 光

(1) 事業担当

(ア) 調査研究事業

◎横山副理事長、長友理事、

(イ) 医療研究全国集会事業

◎鎌倉専務理事、横山副理事長、宮地理事

(ウ) 「講座・セミナー・シンポジウム・研修会・研究集会」事業

◎横山副理事長、長友理事、鎌倉専務理事

(エ) 出版活動事業

◎長友理事、横山副理事長

(オ) 日本医療労働会館の管理運営事業

◎鎌倉専務理事、志村理事

(カ) 研究に対する助成事業

◎横山副理事長、長友理事

(キ) 関係団体に対する支援及び連携事業

◎鎌倉専務理事、森田理事長、宮地理事

(2) 事務局

(ア) 事務局長（常勤） 鎌倉幸孝

業務処理統括、会計管理統括、医療研究全国集会、研究報告会、医療・介護フォーラム

(イ) 部長（常勤） 中村純一

総務担当（責任者）、『国民医療』編集、研究報告会、医療・介護フォーラム、評議員選定委員

(ウ) 財務（常勤） 志村文子

出納担当（責任者）、会計業務一般

(エ) 庶務（常勤） 津吹 務

会館管理業務、資料室管理、ホームページ管理、『国民医療』編集、医療研究全国集会

(オ) 庶務（常勤） 木村圭人

会館管理業務、会計業務一般、資料室管理、医療研究全国集会

<2> 内部統制システムの整備に関する決定・決議の状況

1. 内部統制システム整備に関する基本方針

当法人は、一般社団・財団法人法施行規則を参照し、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

.....

「内部統制システム整備に関する基本方針」

1. 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般法人法 90条 4 項 5 号、同法施行規則 14 条 4 号）

(1) コンプライアンス体制の基礎として、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互

間の適切な監督体制を創設する。

- (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。
- (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
- (4) 監事は、監事監査規則に基づき、理事会への出席、業務執行調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般法人法施行規則 14 条 1 号）

- (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
- (2) 理事長及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務執行状況を理事会に報告する。
- (3) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
- (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般法人法施行規則 14 条 2 号）

- (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 3 号）

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例理事会を原則年 2 回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
- (3) 理事は、各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。

## 5. 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号、7 号）

- (1) 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、当法人は当法人の使用人（職員）から、監事補助者を任命するものとする。
- (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
- (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒等については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事からの独立性を確保する。
- (4) 監事補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。

## 6. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 10 号）

- (1) 監事の職務の執行について生ずる費用について、前払又は償還を求められた際には、必要な見積書又は証憑の提示を求め、会計処理規程に別に定める手続にしたがって処理することとする。その他の監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理についても、これに準じることとする。

7. 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 8 号、9 号、11 号）

- (1) 理事及び使用人は、随時、その職務の執行状況について監事に報告する。監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
- (3) 監事に報告した者の人事評価・異動・懲戒等（以下「懲戒等」という。）については監事の事前同意を得た上で、機関決定することとし、また、監事から、当該報告者の懲戒等についてその事後に異議が申し述べられたときは、懲戒等を撤回又は訂正することとして、当該報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- (4) 監事は、必要に応じて、理事会、評議員会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。
- (5) 監査を実効的に行うために、理事長、業務執行理事それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。

.....

## 2. 当期における主な取り組み

公益財団法人としての健全な管理・運営を遂行するため、監査計画を立て、2020 年 7 月 16 日に会計監査を実施した。

### 事業報告の附属明細書

重要な事項は、事業報告に記載した。